

2023年版

行政書士

過去問

マスター

DX

デラックス

V東京法経学院

㊤ 〈日本複製権センター委託出版物〉

本書（誌）を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC (<<https://jrcc.or.jp>> e メール：<info@jrcc.or.jp> 電話：03-6809-1281)

はしがき

資格試験の学習において、過去問の重要性はいうまでもありません。どういうところが問われるのか、どの部分を学習しておけばよいのか教えてくれる唯一の素材であり、学習を進めていくにあたり有用な指針となるものです。特に近年の問題を分析して出題傾向を知っておくことは合格のために必須といえます。

本書は、平成30年度から令和4年度までの過去5年分の本試験問題を体系別に収録した行政書士試験の過去問集です（法改正等の関係で未掲載のものもあります）。配点の高い、多肢選択式・記述式につきましては平成18年度以降の問題（過去17年分）を掲載しております（法改正等の関係で未掲載のものもあります）。

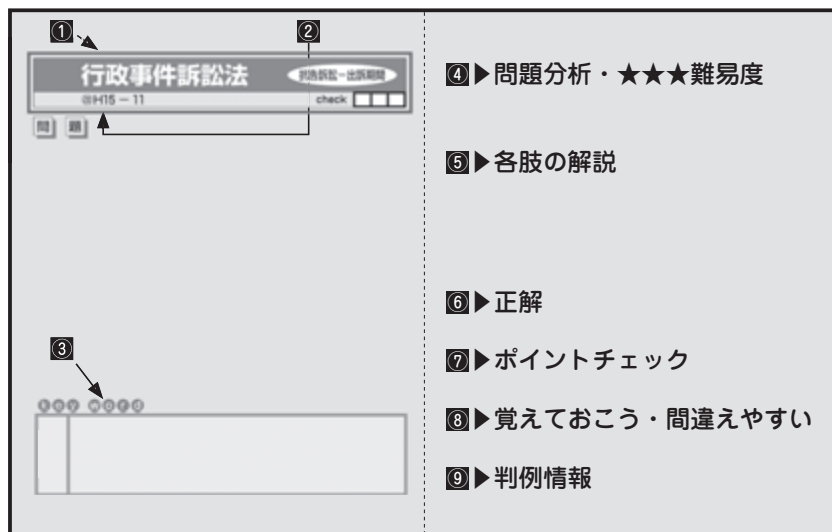
なお、各問題は最近の改正法令により問題をアレンジし、解説してあります。

本書を利用されるすべての受験生が、本試験において合格を果たされることを祈願いたします。

2023年3月

東京法経学院 編集部

本書の見方・使い方



本書は、本試験の問題を法令ごとに項目別に分類し、掲載しています。左（偶数）ページに問題を、右（奇数）ページに解説等を配置し、1問あたり各2ページで構成されています。ページを構成する様々な項目の内容については、以下の説明をご覧ください、本書を最大限にご活用下さい。

① タイトル

法令科目名と内容の分類を表示しています。分類ごとに配列していますので、学習しやすいかたちになっています。

② 出題年度と㊦マーク

本試験での出題年度と問題番号を表示しています。巻末に出題一覧表がありますので、各年度ごとに問題を見たいときなどにご利用下さい。㊦は法改正により問題文をアレンジしたという表示です。

③ key word・ワンポイントアドバイス

左ページ（偶数ページ）の下に『key word』又は『ワンポイントアドバイス』を記しました（記述のない頁もあります）。これは、問題文の中で分かりにくい用語を中心に、簡潔に紹介しています。問題を解くためのヒントではありません。

④ 問題分析・難易度

出題の内容（何について問われているか）と出題の根拠（条文からか、判例からかなど）を表示しています。また、注意すべきポイントや解法（考え方）などについても紹介しています。

また、★印の数で、問題の難易度を表わしました。

☆☆☆ = 易しい

★★☆ = 普通

★★★★ = 難しい

⑤ 各肢の解説

問題の5肢を解説しています。正解肢以外の肢についても、しっかり読むようにして下さい。なお、かつこ内の法令名のない条文は当該法令科目の条文です。

⑥ 正解番号

正解肢の番号です。問題を解く際には、奇数ページを本のカバーなどで隠して解くようにしてみてください。

⑦ ポイントチェック

問題の中心となっている事項を簡潔にまとめました（記述のない頁もあります）。問題を解答するだけで終わるのではなく、「知識」として身につけるようところがけて下さい。

⑧ 覚えておこう・間違えやすい

最重要事項や間違えやすいポイントを、まとめました（記述のない頁もあります）。知識の整理や確認に役立てて下さい。

⑨ 判例情報

各肢の解説で紹介された判例や関連する判例について、紹介しています（記述のない頁もあります）。



ご利用上の注意

1 本書は、平成30年度から令和4年度までの過去5年間分の業務法令科目及び一般知識の本試験問題について収録しています。また、多肢選択式・記述式につきましては、平成18年度以降の問題を掲載しています。収録にあたっては、講学上の体系にそって項目別に配列しなおしています。項目は、各法令の編・章に準じています。

2 本書は、原則として、2022年11月1日現在の法令に基づいて、編集しています。本書の編集基準日から、本試験の法令基準日（2023年4月1日）までの法令改正の情報につきましては、「法改正（正誤）情報」（下記）へアクセス下さい（なお、追録の送付はございませんのでご了承下さい）。

URL <https://www.thg.co.jp/support/book/>

3 本書では、本年度試験に対応するため、法令改正等により、一部問題文をアレンジして編集しています。

4 巻末に、科目別出題一覧をつけました。

TABLE OF CONTENTS

① 業務法令

基礎法学	10
憲法	32
行政法の一般的な法理論	118
行政手続法	186
行政不服審査法	236
行政事件訴訟法	268
国家賠償法・損失補償	338
地方自治法	366
行政法総合	404
民法	424
商法・会社法	580

② 一般知識

政治・経済・社会	632
情報通信・個人情報保護	710
文章理解	746

科目別掲載頁一覧	776
----------------	-----

① 業務法令

基礎法学

問題

次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

そもそも、刑罰は〔ア〕的に科すべきものであるか（〔ア〕刑論）あるいは〔イ〕を目的として科すべきものであるか（目的刑論）が、いわゆる刑法理論の争いである。〔ア〕刑論すなわち絶対論では、善因に善果あるべきが如く、悪因に悪果あるべきは当然とするのである。しかし、刑罰は、国家がこの原理に基づいてその権力を振るうもので、同時にこれによって国家ないし法律の権威が全うされるというのである。これに対して、〔イ〕論すなわち相対論においては、〔イ〕の必要に基づいて国家は刑罰を行うというのである。たとい小さな犯罪といえども、それが〔ウ〕となれば重く罰する必要がある。たとい重い犯罪といえども、それが偶発的な犯罪であるならば、刑の〔エ〕ということにしてよからうというのである。

（出典 牧野英一「法律に於ける正義と公平」1920年から〈適宜新かな新漢字に修正した。〉）

	ア	イ	ウ	エ
1	応報	社会防衛	故意犯	仮執行
2	教育	社会防衛	累犯	執行猶予
3	応報	国家防衛	故意犯	仮執行
4	教育	国家防衛	累犯	執行猶予
5	応報	社会防衛	累犯	執行猶予

key word



刑の執行猶予

犯人に刑罰を言い渡したうえで、一定期間、その刑罰の執行を猶予し、その間に、その犯人が善行を保持したときは、その刑罰の執行をしないこと。

問題分析



本問は、刑法理論の争いに関する知識を問う問題です。

各肢の解説

ア 「応報」が入る。 刑罰の目的については、大きく応報刑論と目的刑論の対立がある。ここに応報刑論とは、刑罰は過去の犯罪行為に対する応報として犯人に苦痛を与えるためのものであるとする考え方をいう。これに対し、目的刑論とは、刑罰は、それ自体として意味があるものではなく、社会防衛等の一定の目的に奉仕することに意味があるとする考え方をいう。この知識をもとに、「そもそも、刑罰は[ア]的に科すべきものであるか（[ア]刑論）あるいは[イ]を目的として科すべきものであるか（目的刑論）が、いわゆる刑法理論の争いである。」との記述を読むと、[ア]には「応報」が、[イ]には「社会防衛」が当てはまることが分かる。

イ 「社会防衛」が入る。 上記肢アの解説参照。

ウ 「累犯」が入る。 社会防衛論は、一般に、犯人の反社会的性格、すなわち犯罪行為を反復する犯人の危険性という主観的側面を重視し（主観主義）、その犯人の反社会的性格を矯正するため、教育を施し（教育刑論）、その犯人が将来再び犯罪に陥ることを予防し（特別予防主義）、これにより社会を犯罪から防止することができると主張する。この知識をもとに、「[イ]論すなわち相対論においては、[イ]の必要に基づきて国家は刑罰を行うというのである。たとえ小さな犯罪といえども、それが[ウ]となれば重く罰する必要がある。」との記述を読むと、[ウ]には「累犯」（犯罪を繰り返して行うこと）が当てはまることが分かる。

エ 「執行猶予」が入る。 社会防衛論の考え方によれば、たとえ重い犯罪であっても、それが偶発的な犯罪であるならば、刑罰を言い渡したとしても、その刑罰を執行する必要はないことになる。それゆえ、[エ]には、刑の「執行猶予」（犯人に刑罰を言い渡したうえで、一定期間、その刑罰の執行を猶予し、その間に、その犯人が善行を保持したときは、その刑罰の執行をしないこと）が当てはまることが分かる。なお、「刑の仮執行」という用語は、存在しない。

以上により、正解は5である。

正解 5

問題

次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

ヨーロッパ大陸において、伝統的に〔ア〕に対して消極的な態度がとられていることは知られるが、これはそこでの裁判観につながると考えられる。それによれば、裁判官の意見が区々に分れていることを外部に明らかにすることは、裁判所の権威を害するとされる。〔ア〕制は、その先例としての力を弱めるのみではなく、裁判所全体の威信を減退すると考えられているようである。裁判所内部にいかにも意見の分裂があっても、〔イ〕として力をもつ〔ウ〕のみが一枚岩のように示されることが、裁判への信頼を生むとされるのであろう。しかし、果たして外観上つねに〔エ〕の裁判の形をとり、異なる意見の表明を抑えることが、裁判所の威信を高めることになるであろうか。英米的な考え方からすると、各裁判官に自らの意見を独自に述べる機会を与える方が、外部からみても裁判官の独立を保障し、司法の威信を増すともいえよう。ここには、大陸的な裁判観と英米的な裁判観のちがいがあるように思われる。

(出典 伊藤正己「裁判官と学者の間」1993年から)

	ア	イ	ウ	エ
1	少数意見	判決理由	主文	多数決
2	合議	判例	多数意見	全員一致
3	少数意見	判例	多数意見	全員一致
4	合議	判決理由	主文	多数意見
5	少数意見	判例	主文	多数意見

key word



少数意見

合議体でする裁判の評決で多数を占めることができなかった意見をいう。

問題分析

★★★

本問は、「大陸的な裁判観と英米的な裁判観のちがい」に関する知識を問う問題です。

各肢の解説

本問は、「少数意見」の取扱いに関し、「大陸的な裁判観と英米的な裁判観のちがい」を説明する文章である。

大陸的な裁判観は、裁判所の権威を重視し、少数意見は外部に公表されず、「多数意見」のみが外部に公表され、それが「判例」としての力を持つ。そして、その場合、外部からは、「全員一致」と理解されることになる。

したがって、空欄アには「少数意見」が、空欄イには「判例」が、空欄ウには「多数意見」が、空欄エには「全員一致」が入る。

以上により、正解は、3となる。

正解 3

ポイントチェック

少数意見の取扱い

最高裁判所	裁判所法11条は「裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。」と定め、裁判書には、少数意見であっても表示しなければならない。
下級裁判所	裁判所法75条1項本文は、「合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。」と定め、各裁判官の意見は表示されない。このため、裁判書にも、少数意見は表示されない。

基礎法学

法の歴史

H30 - 1

check

☐☐☐

問題

次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

明治の日本が受容した西洋法のなかでとくに重要な意味をもったのは、民法である。第一に、日本は〔ア〕の時代に中国を手本とした成文法をもったが、その内容は刑法と行政法だけであって、民法は含まれていなかった。法は基本的に、支配者が秩序を維持するための手段であり、互いに対等な関係に立つ人々が相互の関係を規律するための民法を少なくともその原型を一生み出すことはなかったのである。第二に、明治以降の日本が手本とした西洋でも、ドイツやフランスのいわゆる「〔イ〕」諸国では、すべての法分野のなかで民法が最も長い伝統をもつものであった。「〔イ〕」の歴史は古代〔ウ〕に遡る。その〔ウ〕法の主要部分を成したのは、〔ウ〕市民（当初は大部分農民であった）が相互の関係を規律するために生み出した市民法（ius civile）であって、これが後の民法の出発点となったのである。日本法に始めから欠けていたものが西洋法では始めから中心的な意義をもっていた、と言ってもよい。この違いがあればこそ、後にイェーリングが『〔エ〕』（初版は1872年）において「諸国民の政治的教育の本当の学校は憲法ではなく私法である」と喝破しえた一方、明治の自由民権運動では「よしやシビルは不自由でもポリチカルさへ自由なら」と唄われるという、正反対の現象が見られたのである。

（出典 村上淳一「〈法〉の歴史」1997年から）

	ア	イ	ウ	エ
1	律令制	大陸法	ローマ	権利のための闘争
2	律令制	判例法	ギリシア	犯罪と刑罰
3	武家法	大陸法	ギリシア	近代国家における自由
4	武家法	ゲルマン法	ガリア	法の精神
5	律令制	ゲルマン法	ローマ	ローマ人盛衰原因論

key word



ゲルマン法

ゲルマン人の部族法であり、ローマ法のような普遍性を指向せず、慣習法を特徴とする法体系を採った。

問題分析

☆☆☆

本問は、日本の法制史に関する知識を問う問題です。

各肢の解説

ア「律令制」が入る。律令制とは、刑罰法規等の律令に基づき国を統治する制度をいう。日本は、律令制の時代（おおむね、飛鳥時代～平安時代）に中国を手本とした成文法をもった。

イ「大陸法」が入る。英米法との比較において、ヨーロッパ大陸にあるドイツ、フランス等の法制度は、大陸法と呼ばれる。

ウ「ローマ」が入る。ローマ法は、東ローマ帝国等を経て、ドイツ、フランス等の大陸諸国に受け継がれた。

エ「権利のための闘争」が入る。選択肢のうち、ドイツの法哲学者ルドルフ＝フォン＝イェーリング（1818年～1892年）の著作は、『権利のための闘争』である。

以上により、正解は1である。

正解 1

ポイントチェック

大陸法と英米法との比較

	大陸法	英米法
成文法主義・判例法主義	成文法主義（＝成文法を主要な法源とする建前）	判例法主義
公法と私法の区別	公法と私法の区別が重視される。	公法と私法の区別は重視されない。
法曹養成	一般に法曹養成機関等を修了した者を直ちに裁判官に任用する職業裁判官の制度（キャリアシステム）を採用	一般に弁護士の経験を有する者の中から裁判官を選任する法曹一元の制度が採られている。